

## 「学校法人会計基準の処理標準」の一部改正について

「学校法人会計基準」（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）の内容を補完する形として、大阪府が従前から定めている「学校法人会計基準の処理標準」（以下「処理標準」という。）を下記のとおり改正する予定。

## ○ 改正に至るまでの経緯

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、会計基準の法令上の位置づけが下表のとおり変更されるとともに、会計基準の一部も改正されたことを踏まえ、処理標準の一部を改正するもの。

|     | 根拠法令                       | 主な目的     | 適用対象                    |
|-----|----------------------------|----------|-------------------------|
| 改正前 | 私立学校振興助成法<br>(昭和50年法律第61号) | 補助金の適正配分 | 経常費補助金を受ける<br>学校法人      |
| 改正後 | 私立学校法<br>(昭和24年法律第270号)    | 情報開示     | 全ての学校法人等<br>(準学校法人を含む。) |

## &lt;会計基準の改正内容&gt;

- 改正前の会計基準（以下「旧基準」という。）において貸借対照表の脚注として記載することとされていた重要な会計方針等については、計算書類の注記事項とするとともに、注記事項としてセグメント情報及び子法人（注1参照）に関する事項が追加された。また、重要な偶発債務、学校法人の出資による会社に係る事項、関連当事者との取引の内容に関する事項、学校法人間の財務取引及び重要な後発事象を注記事項としたこと。
- 旧基準において附属明細表として規定されていた固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表は、各会計年度に係る計算書類の附属明細書と位置づけ、それぞれ固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書とすること。
- 会計監査人非設置知事所轄学校法人（注2参照）は、徴収不能引当ての特例、基本金組入れに関する特例及び計算書類の作成に関する特例の対象とすること。
- 以上の他、様式の変更等の所要の改正が行われたこと。

（注1）「子法人」（改正私立学校法施行規則第11条）

学校法人がその経営を支配している法人として、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
  - イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員
  - ロ 当該学校法人の1又は2以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
  - ハ 当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人によって当該構成員に選任された者
  - ニ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であった者
- ② 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える他の法人

（注2）「会計監査人非設置知事所轄学校法人」

都道府県知事が所轄庁とする学校法人のうち、改正私立学校法に規定する会計監査人を置かないものをいう。

## ○ 改正後の処理標準の適用

令和7年4月1日から適用することとし、令和7年度以降の会計に適用する。